

C-(2) 記載内容

C-(2)

- 排水設備の詳細計画にあたっては以下の関係法令を遵守するものとする。
 - 【下水道法(昭和33年法律第79号)】
 - 【下水道法施行令(昭和34年政令第147号)】
 - 【西宮市下水道条例(昭和34年西宮市条例第9号)】
 - 【西宮市下水道条例施行規程(平成26年西宮市上下水道局管理規程第15号)】

- 排水設備等の設計基準は西宮市下水道条例施行規程によるものとする。

西宮市下水道条例施行規程第7条(排水設備等の設計基準)の主な内容

(1) 排水設備等の接続方法

- ア 合流式の公共下水道に下水を流入させるために設ける排水設備等は、公共下水道のまたはその他の排水施設(法第11条第1項の規定又は所有者の承諾により使用する他人の排水設備を含む。以下本号において「公共下水道のます等」という。)に固着させる。
- イ 分流式の公共下水道に下水を流入させるために設ける排水設備等のうち、污水を排除すべきものにあっては污水を排除すべき公共下水道のます等に、雨水を排除すべきものにあっては雨水を排除すべき公共下水道のます等に固着させる。
- ウ 排水設備等を公共下水道のます等に固着させるときは、公共下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのないようにする。

(2) 排水管渠

- ア 汚水のみを排除すべき排水管の内径及び排水渠の断面積

排水人口(人)	排水管の内径(mm)	排水渠の断面積(mm)
150未満	100以上	排水人口の区分に応じ、中欄に掲げる内径の排水管と同程度の排水能力のあるもの
150以上300未満	150以上	
300以上600未満	200以上	
600以上	250以上	

- イ 雨水又は雨水を含む下水を排除すべき排水管の内径及び排水渠の断面積

排水面積(m ²)	排水管の内径(mm)	排水渠の断面積(mm)
200未満	100以上	排水面積の区分に応じ、中欄に掲げる内径の排水管と同程度の排水能力のあるもの
200以上600未満	150以上	
600以上	200以上	

ウ 排水管渠の勾配: 100分の1以上

エ 排水管の土かぶり: 20センチメートル以上

※必要に応じて排水管をコンクリート等で保護

(3) ます

- ア 排水管渠(開渠を除く。以下本号において同じ。)の起点、終点、合流点及び屈曲箇所並びに内径又は種類を異にする管渠の接続箇所には、ます設置。

イ 排水管渠の直線部には、その内径の120倍以内の間隔でます設置。

- ウ 専ら雨水を排除すべきますの底部には深さが15センチメートル以上の泥だめ設置。の他のますの底部にはその接続する管渠の内径又は内のりの幅に応じてインバートを設置

(4) 防臭装置

下水臭気の逆流を防止するために必要な箇所に防臭装置設置

(5) 阻集器

油脂類、土砂又は毛髪等を排出し、公共下水道の維持管理に支障を来すおそれのある場合には、阻集器設置

(6) ディスポーザ

ディスポーザを設置する場合は、別途管理者が定めるところによるものとする

・汚水・雨水は以下のとおり分類する。

汚水	雨水
・水洗便所からの排水	・地下水(地表に流れ出てくる湧水・地下構造物の湧水)
・台所、風呂場、洗面所、洗濯場からの排水	・その他の自然水
・屋外洗い場(ガーデンバン)等からの排水 (雨水の流入がないもの)※	・屋外プールや庭の池等のオーバーフロー水
・冷却水	
・ドレン排水	
・その他雨水以外の排水	

※「雨水の混入がない」とは、5cm以上の隔壁があり、受けの面積が0.5m²以下の屋外洗い場、敷地内に複数個所設ける場合には、別途協議すること。
ただし、下記の排水については生活に起因する排水ではあるが、雨水と同等以上に清浄と認められるため、西宮市上下水道事業管理者との協議により雨水系統に接続することができるものとする。

～清浄と認められる排水～

- JIA認証を取得している家庭用燃料電池システム・潜熱回収型ガス給湯器のドレン排水
- 貯水タンク・高架水槽・受水槽等のオーバーフロー水
- 散水BOX・消火栓・スプリンクラー系系統等の水抜き
- ・屋外や最上階の防火水槽・消火水槽の排水
- 家庭用ルームエアコンの室外機ドレン排水
- ※ただし、清掃等で洗剤等を使用する可能性がある場合は別途協議すること。

